

さいたま市特別職報酬等審議会

< 委員名簿・条例等 >

< 資 料 目 次 >

1 . さいたま市特別職報酬等審議会委員（名簿）	1
2 . さいたま市特別職報酬等審議会条例	2
3 . さいたま市特別職報酬等審議会運営要綱	4
4 . さいたま市特別職報酬等審議会傍聴要領	5
5 . さいたま市特別職報酬等審議会委員公募要領	7

さいたま市特別職報酬等審議会委員名簿

(50音順・敬称略)

氏 名	役 職 等
伊 藤 巖	さいたま市自治会連合会 会長
大 野 誠	学校法人国際学院 理事長
岡 村 洋 子	市民公募委員
郷 野 和 子	元さいたま市人事委員会 委員
利 根 忠 博	社団法人埼玉県経営者協会 特別顧問
福 田 博 之	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 さいたま市地域協議会 議長
星 野 勝太郎	さいたま農業協同組合 代表理事組合長
細 川 江利子	国立大学法人埼玉大学 教育学部 教授
松 永 功	さいたま商工会議所 会頭
門 真 宏 治	市民公募委員

さいたま市特別職報酬等審議会条例

平成13年5月1日

条例第39号

改正 平成14年12月26日条例第74号 平成18年12月22日条例第62号
平成19年6月22日条例第29号 平成20年9月5日条例第40号

(設置)

第1条 市議会議員の議員報酬等の額等について審議するため、さいたま市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成19年条例29号・20年40号〕

(諮問)

第2条 市長は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について審議会に諮問することができる。

一部改正〔平成18年条例62号・19年29号・20年40号〕

(意見の聴取)

第3条 市長は、市人事委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の規定により給料表に関する勧告をしたとき又は市長が特に必要と認めたときは、前条に規定する審議会への諮問事項について審議会の意見を聴くものとする。

追加〔平成19年条例29号〕

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(委員)

第5条 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

一部改正〔平成19年条例29号〕

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

一部改正〔平成14年条例74号・19年29号〕

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成19年条例29号〕

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月26日条例第74号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月22日条例第62号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(さいたま市特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者については、第3条の規定による改正後のさいたま市特別職報酬等審議会条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年6月22日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年9月5日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市特別職報酬等審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市特別職報酬等審議会条例(平成13年さいたま市条例第39号)の規定に基づき、さいたま市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とするものとする。ただし、さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱(平成22年8月26日決裁)第3条第1項の規定により、会議の全部又は一部を非公開とすることを会長が審議会に諮って決定したときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴に関する事項)

第4条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成)

第5条 審議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 審議会の議事録は、会長の承認を得て確定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月25日から施行する。

さいたま市特別職報酬等審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員(報道関係者を除く。以下同じ。)は、5人以内とし、会議の開催場所等を考慮のうえ、その都度会長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、さいたま市特別職報酬等審議会傍聴申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により会長に申請しなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 申請書は、会議の当日、当該会議の開催場所において受け付けるものとする。

3 申請書の受付は、審議会の開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

(選出方法)

第5条 前条の規定による申請において、受付終了時点における傍聴希望者が、傍聴者の定員以内の場合は先着順に、傍聴者の定員を超えた場合は抽選により傍聴を予定する者を選出する。

(傍聴の許可)

第6条 会議の傍聴は、会長が傍聴者の定員の範囲内において許可するものとする。

2 報道関係者の傍聴は、会長が審議会に諮って許可するものとする。

(傍聴券の交付)

第7条 会議の傍聴を許可された者(以下「傍聴者」という。)に傍聴券(様式第2号)を交付する。

(傍聴券の返還)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴者の守るべき事項)

第9条 傍聴者は、会議場所においては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静かに傍聴し、意見等に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (5) その他会議場所の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場等)

第10条 傍聴者が前条の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

2 傍聴者は、審議会において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴者への会議資料の提供)

第11条 審議会は、傍聴者に会議資料(さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第7条各号に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、高額、大量であること等の理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項の分かる資料を提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間備え、傍聴者の閲覧に供することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月25日から施行する。

さいたま市特別職報酬等審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市特別職報酬等審議会の委員（以下「審議会委員」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第2条 審議会委員の公募は、市報に募集記事を掲載することにより行うものとする。

(応募資格)

第3条 審議会委員の応募資格は、本市に居住する20歳以上の者とする。ただし、政党職員、その他政治団体関係者を除く。

2 本市の他の附属機関等（さいたま市附属機関等に関する要綱第1条に規定する附属機関等をいう。）の委員である者は、応募することができない。

(応募用紙および方法)

第4条 応募用紙は、任意のA4縦長用紙に横書きのものとし、次の各号に掲げる項目を記載しなければならない。

- (1) 氏名
 - (2) 年齢
 - (3) 職業又は所属団体
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) 志望動機及び市政参画に対する考え方（800字程度）
- 2 応募は、記載した応募用紙を郵送、ファックス又はEメールの方法により、事務局（総務局人事部給与課）宛提出するものとする。
- 3 応募の際、提出した用紙等については、返却しないものとする。

(募集人員)

第5条 公募に係る審議会委員は、2名以内とする。

(選考方法)

第6条 公募に係る審議会委員は、選考委員会において応募用紙等の書類選考により決定するものとする。

2 選考の結果は、応募者全員に通知するものとする。

(選考委員会の設置)

第 7 条 選考委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 政策局長
- (2) 総務局長
- (3) 財政局長
- (4) 教育委員会事務局 副教育長
- (5) 総務局 人事部長

(選考基準)

第 8 条 選考委員は、次の選考基準により委員候補者 1 人につき 20 点満点で評価するものとする。

- (1) 意見に一貫した論旨があり、大局的な見地から様々な提言ができるか (配分 5 点)
- (2) 増額又は減額等偏った一方だけの視点ではなく、公正に両面的な視点をもっているか (配分 5 点)
- (3) 市民が市政に参加すること (市政参画) の意義についてその本質を的確にとらえて、課題として正しく認識しているか (配分 5 点)
- (4) 全体の印象 (配分 5 点)

附 則

この要領は、平成 16 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。